平成２４年（フ）第７４５９号
東京都墨田区業平５丁目11―５―711
債務者　高井千賀子
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７５号
東京都調布市布田２丁目38―１　マートルコート調布第２―704
債務者　佐々木隆行
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４９３号
千葉県成田市本町663―１　グレージュ和光参番館302
債務者　丘野　仁美（旧姓橋口）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４９４号
東京都板橋区南町46―11―601
債務者　松本　　践
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５０３号
東京都荒川区東尾久５丁目９―６―302
債務者　三塚　雅美
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５１６号
東京都板橋区高島平７丁目31―３―206
債務者　成ケ澤康孝
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２２号
東京都江東区塩浜２丁目14―２　S・Y・B201
債務者　大久保順三
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２３号
東京都江東区塩浜２丁目14―２　S・Y・B201
債務者　大久保マリルゥこと　オオクボ　マリルゥ　アクィノ
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５３１号
東京都江東区大島５丁目３―２
債務者　赤坂　秋乃
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５３２号
東京都葛飾区青戸２丁目１―６―201
債務者　渡邊　一生
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５３３号
東京都目黒区中目黒４丁目８―26―702
債務者　山本　　学
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５４０号
東京都豊島区駒込６丁目30―10―301
債務者　江崎　智子（旧姓須賀）
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５４２号
東京都江戸川区東小岩１丁目22―21―209
債務者　鈴木　　将
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５５２号
東京都台東区千束１丁目６―１―402
債務者　石井　克彦
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５５６号
東京都品川区南品川４丁目16―14―201
債務者　山根　景介
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５５７号
東京都足立区六木１丁目18―11―1010
債務者　寺尾　　惠
1　決定年月日時　平成24年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部